

基 発 0 1 1 8 第 2 号
平 成 3 0 年 1 月 1 8 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係る
ガイドラインの改正について

山岳トンネル工事においては、地山を掘削してトンネルを築造するため、掘削面から岩石が落下して労働者に激突する肌落ち災害が見受けられることから、平成28年12月26日付け基発1226第2号により「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」を策定したところですが、その後の肌落ち災害の発生状況を踏まえ、当該ガイドラインを別添のとおり改正したので、傘下会員に対して周知啓発を行っていただきますようお願いいたします。